

ガバメントクラウドの概要及び「地方税の賦課徴収に関する事務（滞納整理事務を除く）全項目評価書（案）」の主な変更内容

I ガバメントクラウドの概要

ガバメントクラウドとは

ガバメントクラウドは、デジタル庁が調達し、地方公共団体が標準準拠システム等を利用できるように、地方公共団体に対して提供するクラウドサービス及び関連するサービスのことで

ガバメントクラウドの利用について

令和 3 年（2021 年）9 月 1 日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年（2021 年）法律第 40 号）」で、各地方公共団体が独自に使用している基幹業務システムについて、国が標準仕様を示し、全国の地方公共団体が統一したシステム（標準準拠システム）を使用することが義務付けられました。

その際に、標準準拠システムを使用する場所として、ガバメントクラウドを利用することが努力義務とされています。本市でも、令和 7 年度（2025 年度）末までに標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行を行うこととしています。

II 特定個人情報保護評価（全項目評価）素案の主な変更内容

特定個人情報ファイル保管・消去について、ガバメントクラウド上での措置を追記

保管場所については、クラウド事業者がセキュリティ対策を実施すること、クラウド事業者はセキュリティ管理策を適切に実施している業者であることを記載しています。特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されることを記載しています。

消去については、地方公共団体からの操作によって行われ、国及びクラウド事業者はアクセス制限により削除できないこと、クラウド事業者が記憶装置等を交換する際は、データが復元されないように確実に消去することを記載しています。

リスク対策について、ガバメントクラウドにおける物理的・技術的な対策を追記

物理的対策として、サーバーはクラウド事業者が管理する環境に構築し、適切な入退室管理を行うことを記載しています。

技術的対策として、国及びクラウド事業者はデータにアクセスしない契約となっていること、地方公共団体が委託した事業者は継続的にモニタリングを行うこと、クラウド事業者はウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行うこと等を記載しています。

その他のリスク対策について、ガバメントクラウドにおける措置を追記

クラウド事業者は定期的に政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）の監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしていることを記載しています。

ガバメントクラウド上で障害が発生した場合は、ガバメントクラウドに起因する場合とガバメントクラウドに起因しない場合のそれぞれの対応を記載しています。